

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月7日

【会社名】 バイエル・アクツィーエンゲゼルシャフト  
(Bayer Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 社長  
(Chairman of the Board of Management)  
ヴェルナー・バウマン  
(Werner Baumann)

【本店の所在の場所】 ドイツ、レバクーゼン51373  
カイザー・ヴィルヘルム・アレー1  
(Kaiser-Wilhelm-Allee 1, 51373 Leverkusen, Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門 田 正 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 郁 乃

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 6889 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 別段の記載がある場合を除いて、本書中の「ユーロ」は、通貨単位であるユーロを指し、「シンガポールドル」は、通貨単位であるシンガポールドルを指す。本書において便宜上記載されているユーロの日本円への換算は、1ユーロ = 132.60円、シンガポールドルの日本円への換算は、1シンガポールドル = 81.78円（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2018年4月18日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値）の換算率で行われている。これらの換算値は、当該換算率又はその他の換算率を使用した日本円の金額、又は日本円へ換算されたかもしくは換算され得る金額を表示するものではない。

## 1 【提出理由】

バイエル・アクツィーエンゲゼルシャフト（以下、「バイエル」、「バイエルAG」又は「当社」という。）は、2018年4月16日に当社普通株式を本邦以外の地域において発行することを取締役会において決議し、2018年4月18日に当該発行が商業登記簿に登記されたことから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本報告書を提出するものである。

## 2 【報告内容】

(1) 有価証券の種類及び銘柄  
普通株式

(2) 株券に関する事項

(イ) 発行数

31,000,000株

(ロ) 発行価格及び資本組入額

発行価格：1株につき97.00ユーロ（12,862円）

資本組入額：1株につき2.56ユーロ（339円）

(ハ) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額：3,007,000,000ユーロ（398,728,200,000円）

資本組入額の総額：79,360,000ユーロ（10,523,136,000円）

(ニ) 株式の内容

普通株式

当社株主は、株主総会において、普通株式1株につき1議決権を有する。

(三) 発行方法

株式は全て、エリントン・インベストメンツ・プライベート・リミテッド（ELLINGTON INVESTMENTS PTE. LTD.）（以下、「エリントン」という。）が直接引き受け、第三者割当の方法により発行された。

## (4) 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当無し。(ドイツ銀行が決済代理人及び上場代理人を務めた。)

## (5) 募集を行う地域に準ずる事項

株式はシンガポールに登記上の事務所を有するエリントンに対し私募によって発行された。

## (6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

## (イ) 手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
3,007,000,000ユーロ (398,728,200,000円)	135,670ユーロ (17,989,842円)	3,006,864,330ユーロ (398,710,210,158円)

## (ロ) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出時期

本発行による手取金は、提案されているモンサントの買収資金の調達における、既存の株主に対する新株予約権付の株主割当(ライツオファリング)による増資額を決定する際に考慮される。

## (7) 新規発行年月日

発行決議：2018年4月16日

発行の商業登記簿への登記：2018年4月18日

## (8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

フランクフルト証券取引所、ベルリン証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、ハンブルク証券取引所、ハノーバー証券取引所、ミュンヘン証券取引所及びシュトゥットガルト証券取引所

## (9) 当該株券を取得しようとする者の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

下記(12)(イ)(i)を参照のこと。

## (10) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

下記(12)(イ)(ii)を参照のこと。

## (11) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当無し。

## ( 1 2 ) 第三者割当ての場合の特記事項

## (イ) 割当予定先の状況

## ( ) 割当予定先の概要

名称： エリントン・インベストメンツ・プライベート・リミテッド  
( ELLINGTON INVESTMENTS PTE. LTD. )

本店の所在地： シンガポール238891、オーチャード・ロード60B、#06-18、タワー  
2、アトリウム@オーチャード  
( 60B Orchard Road #06-18, Tower 2, The Atrium@Orchard,  
Singapore (238891) )

国内の主たる事務所の責任 該当無し

者の氏名及び連絡先：

代表者の役職及び氏名： ポイ・ウエン・チュアン、取締役  
( Poy Weng Chuen, Director )  
ゴー・ビー・キング、取締役  
( Goh Bee Kheng, Director )

資本金： 2シンガポールドル ( 発行済株式資本 )  
( 2018年2月21日現在 ) ( 163.56円 )

事業の内容： 持株会社

主たる出資者及びその出資 直接株主： パートレー・インベストメンツ・プライベート・リミ  
比率： テッド ( Bartley Investments Pte. Ltd. ) ( 100% )  
間接株主： テンブス・キャピタル・プライベート・リミテッド  
( Tembusu Capital Pte. Ltd. ) ( 100% )、テマセク・ホールディン  
グス ( プライベート ) リミテッド ( Temasek Holdings ( Private )  
Limited ) ( 100% )  
最終株主： 財務大臣により代表されるシンガポール政府 ( 100% ) ( 注  
1 )

( 注1 ) テマセク・ホールディングス ( プライベート ) リミテッド ( Temasek Holdings  
( Private ) Limited ) ( 以下、「テマセク」という ) は、シンガポール財務大臣 ( 法人  
格付与 ) 法 ( 第183章 ) ( Minister for Finance ( Incorporation ) Act Chapter 183  
of Singapore ) に基づき設置された法人である財務大臣を通じて保有するシンガポー  
ル政府の完全子会社である。テマセクは、専ら商業的な原則に則り活動し、その資産  
を法的に所有し、管理している。シンガポール政府はテマセクの投資、売却又はその  
他の経営判断に関与していない。

## ( ) 提出者と割当予定先との関係

資本関係： 本発行以前、エリントンは、バイエルの株式資本の約0.4%を保有していた。本  
発行の完了以降、2018年4月18日現在、エリントンは、既に保有していた株式と  
ともに、バイエルの株式資本の3.96%を保有していた。財務大臣により代表され

るシンガポール政府は、一定のプットオプション及びその他の株式保有とともに、バイエルの株式資本の4.17%を保有するとみなされた。(注2)

人的関係：該当無し。

取引関係：該当無し。

(注2) 上記(注1)を参照のこと。

( ) 割当予定先の選定理由

バイエルは長期投資家層に関心がある。テマセクは、世界中でリーディングカンパニーの出資持分を有する長期投資家である。

( ) 割り当てた株式の数

31,000,000株

( ) 株券等の保有方針

テマセクは、世界中でリーディングカンパニーの出資持分を有する長期投資家である。

( ) 払込に要する資金等の状況

当社は引受価額の総額の全額をエリントンから受領した。

( ) 割当予定先の実態

当社が認識している限りにおいて、エリントンは、テマセクの間接的完全所有子会社でその支配下にあり、テマセクは、シンガポール財務大臣(法人格付与)法(第183章)(Minister for Finance (Incorporation) Act Chapter 183 of Singapore)に基づき設置された法人である財務大臣を通じて保有するシンガポール政府の完全子会社である。テマセクは、専ら商業的な原則に則り活動し、その資産を法的に所有し、管理している。シンガポール政府はテマセクの投資、売却又はその他の経営判断に関与していない。当社が認識している限りにおいて、エリントンは反社会的勢力との間に関係を有していない。

(ロ) 株券等の譲渡制限

該当無し。

(ハ) 発行条件に関する事項

株式は市場価格で発行された。

(ニ) 大規模な第三者割当に関する事項

該当無し。

(ホ) 第三者割当後の大株主の状況

ドイツ法によれば、株主は、その保有する議決権(及び金融商品)の割合が一定の基準に達するか、一定の基準を上回ったまたは下回った場合にのみ、会社に対し通知する必要がある。

「一定の基準」とは、一定の保有する議決権の割合を意味し、3%、5%、10%、15%、20%、

25%、30%、50%および75%のいずれかである。以下の情報は、バイエルAGが2018年4月18日までに受領した通知に基づくものであるため、数値は2018年4月18日時点の保有株式数を必ずしも正確に反映するものではない。

バイエルAGは、2017年1月1日から2018年4月18日までの間に、ドイツ証券取引法に基づき、バイエルAG株式の保有に関する以下の通知を受領した。保有株式及び保有金融商品がそれぞれ数回にわたって同法に定める基準に達し、またはこれを超えもしくは下回った場合は、最新の通知についてのみ記載した。

本発行以前、ブラックロック・インク（米国ウィルミントン）は、同社の議決権割合が、2018年3月26日に7.44%になったとバイエルAGに通知した。これらの議決権のうち7.17%（59,256,963議決権）はドイツ証券取引法第34条に基づいて同社に帰属していた。これらの議決権のうち0.26%（2,119,910議決権）はドイツ証券取引法第38条第1項第1号（貸付証券）の意味における金融商品として同社に帰属していた。これらの議決権のうち0.02%（174,418議決権）はドイツ証券取引法第38条第1項第2号（コールオプション/差金決済取引）の意味における金融商品として同社に帰属していた。

本発行以降、シンガポールの財務大臣により代表されるシンガポール政府（シンガポール共和国）は、同国の議決権割合が、2018年4月18日に4.17%になったとバイエルAGに通知した。これらの議決権のうち3.97%（34,078,853議決権）は、ドイツ証券取引法第34条に基づいて帰属していた。これらの議決権のうち0.20%（1,684,676議決権）はドイツ証券取引法第38条第1項第2号（プットオプション）の意味における金融商品として帰属していた。

（ヘ） 大規模な第三者割当の必要性

該当無し。

（ト） 株式併合等の予定の有無及び内容

該当無し。

（ハ） その他参考になる事項

該当無し。

（13） 資本金の額及び発行済株式総数

（イ） 資本金の額

2,196,346,388.48ユーロ（291,235,531,112円）（2018年4月18日現在）

（ロ） 発行済株式総数

857,947,808株（2018年4月18日現在）

以上